請求書等の押印省略に関する Q&A (南国市)

番号	質問	回 答
1	押印を省略できる書類は何か?	○ 請求書、見積書及び領収書(以下「請求書等」といいま
		す。)が対象となります。
		○ ただし、以下のものは、今回の押印省略の対象とはなり
		ません。
		・法令や規則等により押印が義務付けられているもの
		・委任状→これまでどおり法人は押印で、個人は押印また
		は署名でお願いします。
2	押印を省略できるのはいつから	○ 令和5年10月1日以降に発行されるものが対象です。
	か?	
3	押印を省略する場合の記載方法	○ 請求者の住所・氏名(法人等の名称、代表者職氏名)に加
	は?	え、「発行責任者」及び「担当者」の役職(所属)、氏名(フル
		ネーム)、電話番号を記載してください。
		○ なお、「発行責任者」、「担当者」、「電話番号」の記載がない
		ものは、押印が必要となります。
4	従来どおり押印して提出してよ	○ 押印した請求書等の取扱いに変更はありませんので、従来
	いか?	どおり、押印した原本を提出してもらってかまいません。
5	「発行責任者」とはどのような者	○ 代表取締役、または、支店長や営業所長等といった社内に
	か?	おいて権限の委任を受けた役職員の方をいいます。
6	「担当者」とはどのような者か?	○ 請求書等の事務を担当する方をいいます。
		○ 必要に応じて、市の担当課から請求書等の内容について確
		認の連絡をすることがあります。
7	「発行責任者」と「担当者」が同	○ 「発行責任者」欄は記載してください。「担当者」欄は省略
	一人の場合の記載方法は?	してもかまいません。
8	電話番号は、携帯電話の番号でも	○ 固定電話の番号としてください。固定電話を設置していな
	よいか?	い場合は、携帯電話の番号でもかまいません。
9	押印を省略した請求書等は、電子	○ 押印を省略した請求書等は、電子メールでの提出が可能で
	メールでの提出は可能か?	す。電子メールで提出する場合は、 <u>ファイルはPDF形式と</u>
		<u>してください。</u>
		事前に市の担当課のメールアドレスを確認してから担当
		課に送信し、送信後は担当課に受信確認の電話をしてくださ
		٧٠ _°
		電子メールを送信するときは、メール件名の先頭に、
		【南国市請求書】と記載をし、担当課のメールアドレスに送
		信をお願いします。
		(例)【南国市請求書】○○の請求書の提出(○○課○○係宛)
		※ 請求書等に、個人情報(個人が請求等をする場合の個人の
		氏名、口座情報等)その他秘匿性を要する情報が含まれる
		場合は、電子メールでの提出はしないようお願いします。

10	押印を省略した請求書等は、	○ 押印を省略した請求書等を、発行システムを使って提出す
	Web 上でやり取りができる請求	る場合は、事前に市の担当課で対応可能かどうかを確認した
	書発行システム (以下 「発行シス	うえで、行ってください。
	テム」という)を使って提出する	発行システムで請求書等を発行する場合の連絡(メール、
	ことは可能か?	電話等)は、市の担当課にお願いします。
11	押印を省略した請求書等は、ファ	○ ファックスでの提出は、文字が不明瞭となることがあるた
	ックスでの提出は可能か?	め不可とします。
12	押印した請求書等を電子メール、	○ 押印した請求書等を電子メール、発行システムで提出する
	発行システムで提出することは	場合も、「発行責任者」、「担当者」、「電話番号」を記載してく
	可能か?	ださい。
13	可能か? 押印を省略した請求書等を修正	ださい。 がさい。押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は
13	71,000	
13	押印を省略した請求書等を修正	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は
13	押印を省略した請求書等を修正する必要が生じた場合は、どのよ	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は 不可となりますので、お手数ですが、再度作成をお願いしま
	押印を省略した請求書等を修正 する必要が生じた場合は、どのよ うにしたらよいか?	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は 不可となりますので、お手数ですが、再度作成をお願いしま す。
	押印を省略した請求書等を修正 する必要が生じた場合は、どのよ うにしたらよいか? 請求書等が複数枚にわたる場合、	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが、再度作成をお願いします。○ 押印を省略した請求書等では、複数枚にわたる場合の割印
	押印を省略した請求書等を修正 する必要が生じた場合は、どのよ うにしたらよいか? 請求書等が複数枚にわたる場合、	○ 押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが、再度作成をお願いします。○ 押印を省略した請求書等では、複数枚にわたる場合の割印を省略することができます。